農機具損害共済約款

・損　害　共　済・・・・・P１～
・特　約　条　項・・・・・P９～

NOSAIとやま

農 機 具 損 害 共 済 約 款

第１章　補償の内容

（共済金額）

第１条　共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とします。

２　２台以上の共済目的を一つの共済金額で共済関係を締結した場合（以下「包括契約」といいます。）には、それぞれの新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）の割合によって共済金額を按分し、その按分額をそれぞれの共済目的に対する共済金額とします。

（共済目的の範囲）

第２条　共済目的は、加入者の所有又は管理する未使用の状態で取得された農機具とします。

２　前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

（共済責任期間）

第３条　共済責任期間は、１年（農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を１年未満としている場合はその期間）とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第４項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後４時から始まり、末日の午後４時に終わります。

２　前項の規定にかかわらず、加入者が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後４時から始まります。

３　共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。

４　この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

第２章　共済金の支払

（災害共済金を支払う場合）

第４条　この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。

⑴　火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

⑵　衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する稼働中の事故（ぬかるみからの脱出による事故に限る。）

⑶　台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。）

（災害共済金を支払わない損害）

第５条　この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。

⑴　加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第 35 条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

⑵　加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）

⑶　加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）。ただし、第 35 条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

⑷　運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害

⑸　農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

⑹　共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害

⑺　故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害

⑻　凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害

⑼　次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

①オイル ②グリス ③バッテリー・バッテリー液 ④クーラント ⑤ウォーターポンプ ⑥電球 ⑦フィルター・エレメント ⑧ヒューズ・点火プラグ ⑨ブレーキ ⑩ベルト類⑪チューブ ⑫クラッチ板等　⑬ベアリング ⑭ピン類 ⑮ワイヤー類 ⑯ネジ、ボルトナット類 ⑰パイプ・ホース類

⑽　次に掲げる部品に生じた損害

部位及び部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
①クローラの損傷事故	購入及び交換１年目 10%。以降、経過年数１年につき 10%増し。ただし、最高割合は、80%。
②耕耘爪（ロータリーの爪・サブソイラー破砕爪・溝切機の作耕刃等） ③刈刃・受刃等のカッター・ナイフ類 ④収穫調製用及び畜産用機具の刈取部、搬送部、脱穀部、選別部、処理部（異物の巻込みによる） ⑤ローダのバケット類 ⑥引起しラグ（タイン） ⑦植付爪 ⑧ゴム車輪 ⑨汎用コンバインのスラット・中耕ロータリーのハイド板 ⑩ユニバーサルジョイント	30%

２　この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事由によって発生した前条（災害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。

⑴　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって発生した損害

⑵　前条（災害共済金を支払う場合）第３号の地震等による損害には、次のものを含みます。

ア　地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害

イ　地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害

ウ　火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

⑶　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

（災害共済金を支払わない場合）

第６条　この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

⑴　加入者が第 25 条（損害発生の場合の手続）第１項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

⑵　加入者が正当な理由がないのに第 25 条（損害発生の場合の手続）第２項の調査を妨害した場合

⑶　加入者が第 26 条（損害防止義務）第３項の指示に従わなかった場合

⑷　第 14 条（重大事由による解除）第１項により解除した場合

⑸　加入者が災害共済金の支払請求手続を行使することができる時から３年間行使しない場合

⑹　第 21 条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠ったとき

２　この組合は、前項第１号に該当する場合には、第７条第１項の規定による災害共済金と、第７条第２項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払わないものとします。

通知の遅延期間	割合
１か月以上３か月未満	10%
３か月以上６か月未満	20%
６か月以上	30%
１年以上及び損害の確認が不可能な場合	100%

第３章　共済金の支払額

（災害共済金の支払額）

第７条　この組合が第４条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して支払う災害共済金の額は、１回の事故につき次項の損害の額に共済金額（共済金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額に相当する金額とします。以下同様とします。）の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

２　この組合が第４条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。）するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。

３　加入者が第 26 条（損害防止義務）第１項又は第２項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額（前項の損害の額に次の表１から表３までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表１から表３までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。また、第５条（災害共済金を支払わない損害）第１項第１０号、第６条（災害共済金を支払わない場合）第２項に該当する場合は、それぞれの表の右欄に掲げる割合を上記削減割合に合算し乗じて得た金額とします。「以下この条において同じとします。」）を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4　前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表１から表３に掲げる各項目の中で最も高い削減割合を適用します。また、第５条（災害共済金を支払わない損害）第１項第１０号、第６条（災害共済金を支払わない場合）第２項に該当する場合は、それぞれの表を合算して適用します。

5　第４条（災害共済金を支払う場合）の損害の額が、新調達価額の 100 分の５に相当する金額又は１万円のいずれか低い額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず災害共済金は支払いません。

表１

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合		削減割合
燃料系統	・燃料系統の作用不良による事故 ・燃料漏れが原因による事故	10%
走行系統	・ブレーキ、駐車ブレーキ、ハンドル、クラッチの不良による事故 ・タイヤの不良による事故 ・ボルト、ナットのゆるみが原因による事故	30%
潤滑系統	・オイル不足、漏れ、汚れによる事故	50%
電気系統	・灯火装置の作用不良による事故 ・発音器、方向指示器による事故 ・電気系統の機能低下による事故	30%
冷却系統	・冷却水の不足、ファンベルトの調整不良による事故	30%
吸気系統	・シリンダーライナー、ピストンリングの摩擦等による事故	20%
伝導系統	・ベルト、チェーンの調整不足による事故	20%
作業装置	・変速装置の異常による事故 ・部品のゆるみ、脱落による事故	20%
	・油圧レバーの作動不良による事故	50%
油圧系統	・オイルの油量不足による事故 ・オイル漏れ、油圧装置の作動不良による事故	20%

表２

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
・建物など視野に入る物への接触 ・コンバインのオーガ未収納による事故（移動時） ・管理機のブーム未収納による事故（移動時）	20%
・異物の巻込みによる事故（対象物あり）	20%
・異物の巻込みによる事故で対象物が明確でないもの	40%
・積載物制限違反による事故 ・暗がりでの作業による事故 ・運転席にいない間の機械移動による事故 ・機械内への工具等の置き忘れによる事故 ・エンジン始動時のギア外し忘れの事故 ・公道での徐行違反等による事故	20%
・公道での合図不履行による事故 ・サイドブレーキ等不履行による事故 ・欠陥、摩擦、その他自然消耗による事故	50%
・公道での法令違反等による事故	100%
・上記以外の稼動中、移動中の事故	10%
・盗難による盗取又はき損（格納中、キー抜） ・盗難による盗取又はき損（格納中、キー付） ・盗難による盗取又はき損（未格納、キー抜）※屋外、圃場等 ・盗難による盗取又はき損（未格納、キー付）※屋外、圃場等	0% 10% 20% 30%

※罹災内容に不明箇所等ある共済事故に係る免責は、専門的知見を有する学識評価員に審査を依頼し決定する。

表３

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、２回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合

２回	20%
３回	30%
４回以上	50%

※表１から表３までの防止又は軽減することができたと認められる額の事由が複数ある場合は各項目の中で最も高い削減割合を適用する。

※上記に加え「通知の遅延期間」、「部位及び部品」に該当がある場合はそれぞれ加算する。

（復旧義務）

第 8 条　加入者は、共済目的に第４条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合には、１年以内に共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る災害に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3 年を限り、その期間を延長することができます。

２　加入者は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければなりません。

３　第１項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第７条（災害共済金の支払額）第２項の損害の額を農機具の時価額を基準として算定した額とします。

（他の保険契約等がある場合の災害共済金の支払額）

第 9 条　共済目的について第４条（災害共済金を支払う場合）の損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合であっても、第７条(災害共済金の支払額)の規定により算出した共済金を支払います。

２　前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害の額(重複契約関係に、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、損害の額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

３　前２項の場合において、損害が２種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用します。

４　包括契約については、それぞれの共済目的について、前３項の規定を適用します。

第４章　告知義務・通知義務等

（告知義務）

第 10 条　加入者は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより塡補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

（告知義務違反による解除）

第 11 条　農機具共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

２　前項の規定は、次の場合には適用しません。

⑴　前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合

⑵　共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合

⑶　加入者が第４条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更生をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合

⑷　この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時)から１カ月を経過した場合

３　第１項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第 17 条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支払っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。

４　第１項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（通知義務）

第 12 条　共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

⑴　共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第４条（災害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること

⑵　共済目的を譲渡すること

⑶　共済目的を解体又は廃棄すること

⑷　共済目的が第４条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと

⑸　共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
⑹　格納場所又は設置場所を変更すること
⑺　共済目的について危険が著しく増加すること
⑻　前７号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
２　加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第３号、第５号又は第７号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第５号又は第７号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限りではありません。
３　この組合は、第１項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
４　この組合が第１項の通知を受けた後７日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
５　第３項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
（危険増加による解除）
第 13 条　この組合は、前条（通知義務）第１項各号の事実の発生により危険増加（塡補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具損害共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
２　前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から１カ月経過したときに消滅します。
３　第１項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第 17 条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
４　第１項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
（重大事由による解除）
第 14 条　この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
⑴　加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく災害共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
⑵　加入者が、この共済関係に基づく災害共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
⑶　前２号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
２　前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第 17 条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項の第１号から第３号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。
３　第１項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
（共済目的の調査）
第 15 条　この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。
（共済目的の調査拒否による解除）
第 16 条　加入者が、相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
２　前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から１カ月以内に行使しないときは消滅します。
３　第１項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
（共済関係の解除の効力）
第 17 条　共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第５章　共済関係の失効等

（共済関係の失効）
第 18 条　共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。
⑴　共済目的が第４条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
⑵　共済目的が第５条（災害共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
⑶　共済目的が解体されたこと
２　共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第 33 条（共済関係の承継）第１項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。
（超過共済による共済金額の減額）

第 19 条　農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

２　農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少した場合は加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第６章　共済掛金等の追加・返還等

（危険の減少の場合）

第 20 条　共済関係の成立後に、当該共済関係により塡補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

２　前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）

第 21 条　第 10 条（告知義務）、第 12 条（通知義務）第１項、第 33 条（共済関係の承継）第１項又は第 34 条（共済目的の入替え）第１項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追 加 額	払 戻 額
1　加入者が第４条（災害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額
2　加入者が共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承継の承諾申請を受け、農業共済団体がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額
3　加入者が共済目的である農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した旨を通知し、共済目的である農機具の変更について組合が承認する場合		承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額の額を差し引いた残額

（共済掛金の返還－解除の場合）

第 22 条　第 11 条（告知義務違反による解除）第１項、第 14 条（重大事由による解除）第１項又は第 25 条（損害発生の場合の手続）第４項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。

２　第 12 条（通知義務）第３項、第 13 条（危険増加による解除）第１項又は第 16 条（共済目的の調査拒否による解除）第１項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返 還 額
1　共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2　共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3　１及び２による解除以外の事由による場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

１の既経過月数に応じた係数

既経過共済責任期間（月）	係 数（%）	既経過共済責任期間（月）	係 数（%）	既経過共済責任期間（月）	係 数（%）
1	２０．０	6	７０．０	１１	９５．０
2	３０．０	7	７５．０		
3	４０．０	8	８０．０		
4	５０．０	9	８５．０		
5	６０．０	１０	９０．０		

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを１月と計算し、３０日未満の端数があるときは、これを切り上げて１月とする。

３　第 12 条（通知義務）第３項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

４　第 12 条（通知義務）第３項、第 13 条（危険増加による解除）第１項及び第 16 条（共済目的の調査拒否による解除）第１項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第２項の表に定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

５　第 12 条（通知義務）第３項、第 13 条（危険増加による解除）第１項及び第 16 条（共済目的の調査拒否による解除）第１項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還－失効の場合）

第 23 条　第 18 条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還－超過による共済金額の減額の場合）

第 24 条　この組合は、第 19 条（超過共済による共済金額の減額）第１項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

２　この組合は、第 19 条（超過共済による共済金額の減額）第２項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第７章　損害の発生

（損害発生の場合の手続き）

第 25 条　加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

２　共済目的について第４条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。

３　加入者は、この組合が第１項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から 30 日以内にこの組合に提出しなければなりません。

４　加入者が第１項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第２項の調査を妨害し、第３項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

（損害防止義務）

第 26 条　加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。

２　加入者は、第４条（災害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

３　この組合は、加入者に第２項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

（残存物及び盗難品の帰属）

第 27 条　この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。

２　加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

３　盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

（評価人及び審判人）
第 28 条　新調達価額又は第７条（災害共済金の支払額）第２項の損害の額について、この組合と加入者又は災害共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各１名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した１名の審判人の裁定に任せなければなりません。
２　前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。
（第三者に対する権利の取得）
第 29 条　第４条（災害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「加入者債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。
⑴　組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
⑵　前号以外の場合は、加入者債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
２　前項第２号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
３　第 27 条（残存物及び盗難品の帰属）第２項の規定は、第１項の規定により代位権を取得した場合において準用します。
（共済金の支払時期）
第 30 条　加入者が第 25 条（損害発生の場合の手続）の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から 30 日以内に災害共済金を支払います。
２　前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。
（共済金支払後の共済関係）
第 31 条　この共済関係は、この組合の支払った災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額となった場合に消滅します。
２　前項の場合を除き、この組合が災害共済金を支払ったときにおいても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。
３　包括契約については、それぞれの共済目的について、前２項の規定を適用します。

第８章　その他

（共済関係の継続）
第 32 条　共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、農機具共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第 10 条（告知義務）の規定を適用します。
２　前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。
（共済関係の承継）
第 33 条　共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。
２　前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から 14 日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。
３　第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。
（共済目的の入替え）
第 34 条　共済目的が共済責任期間中に廃棄され、その代替として加入者が共済目的と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得し、加入者が書面をもってその旨をこの組合に通知し、共済目的である農機具の変更についてこの組合の承認を受けたときは、変更した農機具についてこの共済関係を適用します。
２　前項の規定による承認の申請は、当該共済目的の入替えの日から 14 日以内に行わなければなりません。
３　この組合は、農機具の入替えのあった後でも第1項の規定による承認をした後でなければ、第1項に規定する新規に取得した農機具について発生した損害については、災害共済金を支払いません。
（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）
第 35 条　他人が所有する農機具を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のために、その農機具を農機具損害共済に付すことができます。
２　前項の場合、農機具の所有者は、自己の所有する農機具の損害については、加入者に優先して直接この組合に災害共済金の支払を請求することができます。
３　加入者は、前項の損害に対して農機具の所有者に損害賠償を行った額又は農機具の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して災害共済金の支払を請求することができます。
４　第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に災害共済金を支払います。

（準拠法）
第 36 条　この約款に規定のない事項については、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）、同法施行令（平成 29 年政令第 263 号）、同法施行規則（平成 29 年農林省令第 63 号）、任意共済損害認定準則（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第　659 号）、この組合の定款及び事業規程によります。
（約款の変更を行う場合の対応）
第 37 条　この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

付保割合条件付実損填補特約条項

（この特約が適用できる共済目的の範囲）
第 1 条　この特約は、農機具損害共済約款第２条（共済目的の範囲）第１項に規定する農機具及び一定期間他の者に使用された後に購入された農機具（以下「中古購入農機具」といいます。）に適用します。
（共済金額）
第 2 条　共済金額は事業規程に定める額を最高の額として、未使用の状態で取得した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するために要した費用（中古購入価額）又は時価額のいずれか低い額を限度に加入者が申し出た金額とします。
（共済金の支払額）
第 3 条　この組合は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された農機具損害共済については、農機具損害共済約款第７条（災害共済金の支払額）第１項の規定にかかわらず、１回の事故につき共済金額を限度として次の各号のいずれかの額を災害共済金として支払います。
⑴　共済金額が新調達価額に約定割合（新調達価額に対する付保割合として加入者が加入申込みの際に選択した共済証券記載の割合をいいます。以下同様とします。）を乗じて得た額以上の場合は、農機具損害共済約款第７条（災害共済金の支払額）第２項の規定による損害の額
⑵　共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出された額

$$\text{災害共済金の額} = \left(\begin{array}{l}\text{農機具損害共済約款第7条}\\ \text{(災害共済金の支払額)第2項の規定による損害の額}\end{array}\right) \times \frac{\text{共 済 金 額}}{\text{調達価額}\times\text{約定割合}}$$

（準用規定）
第 4 条　この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第 34 条（共済目的の入替え）第１項中「新規の農機具」とあるのを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読み替えるものとします。

臨時費用担保特約条項

（組合の支払責任）
第 1 条　この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第４条（災害共済金を支払う場合）の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
２　この組合は、第４項に規定する者が、農機具損害共済約款第４条（災害共済金を支払う場合）の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。）し、30 日以上の入院加療（原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他覚症状のないものを除きます。）を要した場合、又は被害の日から 200 日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金（以下「傷害費用共済金」といいます。）を加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合は除きます。
３　前項の規定により傷害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が２人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
４　傷害費用共済金の対象者（以下「傷害費用支払対象者」といいます。）は、次のとおりとします。
⑴　加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人である場合は、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
⑵　加入者及び共済目的の所有者の親族
⑶　加入者及び共済目的の所有者の使用人
（臨時費用共済金の支払額）
第 2 条　この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第７条（災害共済金の支払額）第２項の損害の額の新調達価額に対する割合をいいます。）の 10%を乗じて得た額とします。
２　この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。
３　前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、第１項の額（他の重複契約関係に臨時費用共済金の額を算出す

る基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

（傷害費用共済金の支払額）

第３条　この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調達価額を超えるとは、新調達価額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。

⑴　傷害費用支払対象者が第１条（組合の支払責任）第２項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合１名ごとに 30%。ただし、１回の共済事故につき 50 万円を限度とします。

⑵　傷害費用支払対象者が第１条（組合の支払責任）第２項に規定する入院加療を要した場合１名ごとに５%。ただし、１回の共済事故につき 20 万円を限度とします。

２　この特約を付した農機具損害共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第１条（組合の支払責任）第２項の　傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が１回の共済事故につき１名ごとに前項第１号又は第２号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

$$\text{第１条（組合の支払責任）第２項の傷害費用共済金の額} = \left(\text{前項第1号又は第2号で規定する限度額}\right) \times \frac{\text{この共済関係に係る支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}}$$

（臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合）

第４条　農機具損害共済約款第５条（災害共済金を支払わない損害）及び農機具損害共済約款第７条（災害共済金の支払額）第４項の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

（傷害発生の通知）

第５条　加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)は、共済目的について農機具損害共済約款第４条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

（傷害費用共済金の支払時期）

第６条　この組合は、加入者が農機具損害共済約款第 25 条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した傷害費用共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後 30 日以内に、次の事項の確認を終え、傷害費用共済金を支払います。

確認事項	詳　　細
①　傷害費用共済金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
②　傷害費用共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する傷害費用共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③　傷害費用共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④　共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、組合が支払うべき傷害費用共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

２　前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、傷害費用共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに、傷害費用共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日　数
第１項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）その他の法令に基づく照会	180 日
第１項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180 日
第１項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日

第１項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会	120 日
災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日

（準用規定）

第 7 条　この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

別表

後遺障害の基準

１	両眼の視力が 0.02 以下になったもの
２	１眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの
３	そしゃくの機能を廃したもの
４	言語の機能を廃したもの
５	両上肢の用を全廃したものの
６	両手の手指の全部を失ったもの
７	両下肢を足関節以上で失つたもの
８	両下肢の用を全廃したもの
９	精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
１０	神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
１１	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

地震等担保特約条項

（組合の支払責任）

第 1 条　この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第４条（災害共済金を支払う場合）及び第５条（災害共済金を支払わない損害）第２項第２号の規定にかかわらず、地震等によって共済目的に発生した損害について災害共済金を支払います。

（地震等災害共済金の支払額）

第 2 条　この組合が前条に従い支払う災害共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、農機具損害共済約款第７条（災害共済金の支払額）第２項の損害の額が、新調達価額の 100 分の５に満たない場合には、災害共済金は支払いません。

$$\text{災害共済金の額} = \left(\begin{array}{c}\text{農機具損害共済約款}\\ \text{第7条第2項の損害の額}\end{array}\right) \times \frac{\text{共済金額}\times 0.5}{\text{新調達価額}}$$

２　地震等によって共済目的に発生した損害については、付保割合条件付実損塡補特約を付した共済関係にあっても、付保割合条件付実損塡補特約条項第３条（共済金の支払額）の規定にかかわらず、前項の規定により災害共済金を支払います。

（準用規定）

第 3 条　この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

附則

１　この約款の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

２　施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。